

第5次小金井市前期基本計画

第1部 総論

1 前期基本計画の概要

(1)基本計画の目的と策定意義・役割

基本計画は、基本構想における本市の将来像「いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市」を実現するため、基本構想で示す6つの政策分野「環境と都市基盤」、「地域と経済」、「子どもと教育」、「文化と生涯学習」、「福祉と健康」、「行政運営」ごとの「政策の取組方針」に照らし、社会潮流や市の現状を踏まえ、29の施策を具体化・体系化したものです。

基本構想に次ぐ上位計画であり、各行政分野における個別の計画や事業等を整理・統括します。また、施策ごとの指標の進捗管理により、成果や課題が見える化し、有効な行政評価による質の高い市政運営の実現を目指します。

(2)計画期間

前期基本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

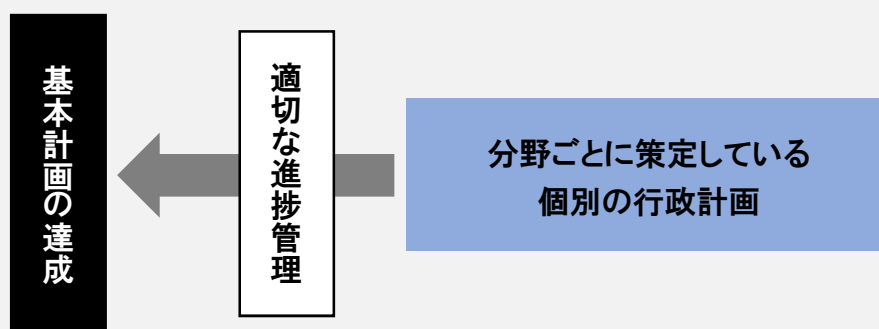
(3)計画全体の目標

前期基本計画の推進に当たっては、本市の将来像を踏まえ、「住みやすい」「住み続けたい」と思う市民を一人でも増やすことを目指します。

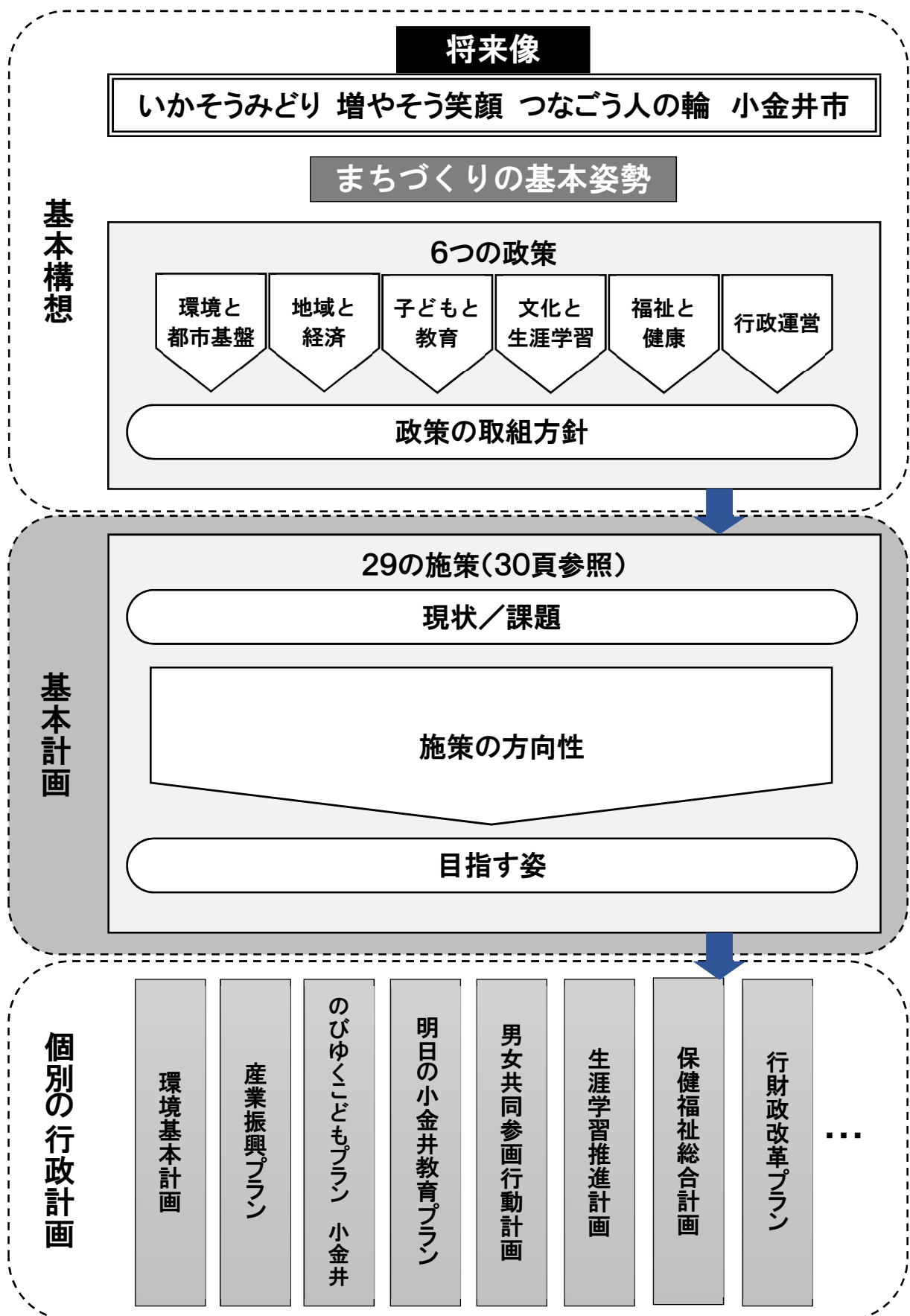
指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
「住みやすい」と思う市民の割合	84.9%	100.0%
「住み続けたい」と思う市民の割合	82.4%	100.0%

基本計画と個別の行政計画の関係性について

個別の行政計画の着実な推進により、基本計画の施策の目標達成を図ります。



(4)計画体系図



2 施策の概要

(1) 施策体系

将来像	政策	施策
いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市	1 環境と都市基盤	施策1 みどりと水の環境整備 施策2 循環型社会の形成 施策3 環境保全の推進 施策4 市街地の整備 施策5 住環境の整備 施策6 都市インフラの整備 施策7 交通環境の整備
	2 地域と経済	施策8 危機管理体制の構築 施策9 地域の安全・安心の向上 施策10 産業・観光の振興 施策11 都市農業の振興
	3 子どもと教育	施策12 子どもの育ちの支援 施策13 子育て家庭の支援 施策14 子育て・子育て環境の充実 施策15 学校教育の充実 施策16 学校環境の整備
	4 文化と生涯学習	施策17 芸術文化の振興 施策18 国際交流・都市間交流の推進 施策19 人権・平和・男女共同参画の尊重 施策20 生涯学習の振興 施策21 スポーツの振興
	5 福祉と健康	施策22 福祉のまちづくりの推進 施策23 高齢者の生きがいの充実 施策24 高齢者が暮らし続ける仕組みの充実 施策25 障がい者福祉の充実 施策26 健康の維持・増進
	6 行政運営	施策27 市民参加・協働の推進 施策28 積極的な情報発信 施策29 計画的な行財政運営

(2) 施策の構成

本計画は、基本構想で示した6つの政策に基づき、29の施策を示しています。各施策は、以下の内容で構成されます。

■ 目指す姿

施策を通じて実現を目指す姿であり、施策個々における目標です。

■ 現状

各施策における、原則として令和2年4月時点の取組状況です。

■ 課題

現状において取り組むべき課題です。

■ 施策の方向性

課題に取り組み、目指す姿を実現するための方向性を示します。

■ 指標

施策の進捗や成果を測る「ものさし」で、5年後の目標値とともに示します。毎年度進捗状況を確認します。なお、現状値は原則として令和元年度時点での最新の値としています。

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
〇〇に取り組んでいる市民の割合		
〇〇の達成率		

第2部 施策

1 環境と都市基盤

施策1 みどりと水の環境整備

■目指す姿

美しく質の高いみどりと水を私たちみんなの力で適切に保全・活用し、豊かな自然と都市が調和した次世代に誇れるまち

■現状

- 公園、農地、国分寺崖線(はけ)及び街路樹などのみどりの量を維持する施策を進めるとともに、管理の行き届いた良質なみどりを保全する施策を進めています。
- 環境美化サポーター制度による登録団体と共に、公園の美化活動などを行っています。
- 樹木や生け垣、緑地の保全のため、環境保全緑地制度により、民有地を対象に助成を行っています。
- 減少している生産緑地を保全していくため、指定要件の緩和や特定生産緑地制度の創設を受け、生産緑地の追加指定や特定生産緑地指定の申請受付を実施しています。
- 指定開発事業が行われる際は、宅地開発等指導要綱に基づき、敷地面積から建物面積を除いた20%以上の緑化を指導することで、質の高いみどりを保全しています。なお、緑化は雨水による地下水涵養を促し、健全な水循環の保全にも寄与しています。
- 地下水・湧水についての定期的・継続的なモニタリングを行い、公表することで、水に対する関心を高め、自発的な保全活動を促すように努めています。

■課題

- 環境美化サポーターへの、若者・子育て世代の参加促進が必要です。
- 環境保全緑地の指定の推進が必要です。
- 高齢化、後継者不足などによる生産緑地の減少への対応が求められます。
- 地下水・湧水の保全が必要です。
- 公園、緑地などの効率的な維持管理や適正配置が必要です。

■施策の方向性

①切れ目のない協働の仕組みづくり

協働による美化活動が、持続的に推進できるように、若者や子育て世代を対象とした花の植替えイベントや環境学習の機会を持つことで、活動への参加が増える仕組みを構築します。また、団体同士の交流を促進することで、ボランティア同士のつながりを深め、環境美化に対する意識の向上を図ることによって、私たちが一体となって取り組む体制をより強固にします。

②みどりと水の保全

みどりを保全する取組をより進めるため、環境保全緑地制度の周知に努めるとともに、指定開発事業が行われる際は、環境配慮指針に基づく指導を行い、質の高いみどりの保全に努めます。また、農家の高齢化、後継者不足により営農の継続を断念しなければならない状況を把握するとともに、特定生産緑地制度や生産緑地の貸借制度を活用した生産緑地の保全及び市民農園による活用につなげる取組などを推進します。さらに、みどりの保全により地下水の涵養量を確保するとともに、モニタリング結果の公表などによる普及啓発に努め、健全な水循環の保全につなげます。

③既存公園・緑地の新たな活用

現在あるみどりの総量を維持しつつ、既存の公園・緑地などの運用方法の変更や、多世代に渡る利用の促進を図るための取組を進めます。また、持続的な公園管理を進めるため、公園等整備基本方針の公園評価に応じた、選択と集中による適正な公園整備、民間活力の導入などを進めます。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
みどりと水の環境整備に対する満足度(アンケート)	63.2%	80.0%
公園環境美化サポーターの登録者数	222人	280人

写真等

写真等

施策2 循環型社会の形成

■ 目指す姿

私たちが一体となって3Rに取り組む、循環型都市「ごみゼロタウン小金井」

■ 現状

- 家庭から排出されるごみの減量・資源化に向けて、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組んでいます。
- 事業活動に伴って排出されるごみの適正処理に向けて、事業所に対して個別指導を行っています。
- 安定的に可燃ごみを処理するため、日野市・国分寺市と共に設立した浅川清流環境組合において、可燃ごみの共同処理を実施しています。
- 清掃関連施設整備基本計画に基づき、不燃・粗大ごみの積替え・保管施設、資源物処理施設の整備を推進しています。
- 日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場・東京たまエコセメント化施設を安全・安心・安定的に運営するとともに、施設を長期的に運用するため、焼却灰の削減・不燃ごみの資源化に向けた施策に取り組んでいます。
- ごみゼロ化推進員などと協働し、まちの美化活動に取り組んでいます。
- 路上禁煙地区の周知徹底やパトロールの実施などにより、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止に取り組んでいます。

■ 課題

- 私たちが協力・連携して、ごみの減量・資源化を推進することが必要です。
- 安全・安心・安定的なごみ処理体制の確立が必要が必要です。
- 環境美化意識の定着が必要が必要です。



3Rとは(出典:平成30年3月15日号市報こがねいごみ・リサイクル特集号)

■ 施策の方向性

① 発生抑制を最優先とした3Rの推進

持続可能な循環型社会の形成に向けて、私たちが一体となり、発生抑制を最優先とした3Rを推進します。

② 安全・安心・安定的なごみの処理体制の確立

安全・安心・安定的にごみを適正処理するため、安定的な収集・運搬体制や処理・処分体制の確立を推進します。また、災害発生時の対応に向けた体制の整備、市が収集・処理しない廃棄物の適正処理のための処理ルート of 確立を推進します。

③ 美しいまちづくりの推進

私たちみんなで美化活動を推進するとともに、市内におけるごみのポイ捨て・不法投棄などの防止に向けて、環境美化意識の定着に向けた取組を推進します。

■ 指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
3Rに取り組んでいる市民の割合(アンケート)	86.3%	90.0%
市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	369g	355g (一般廃棄物処理基本 計画最終年度(令和1 2年度)目標値)

写真等

写真等

施策3 環境保全の推進

■ 目指す姿

私たち一人ひとりが自主・自律的に環境保全行動を実践し、エネルギー使用の抑制や環境負荷軽減などの地球温暖化対策を推進することによる、公害が少なく、環境にやさしいまち

■ 現状

- 近隣市との環境保全対策に関する協議会などへの参加を通じて環境保全に関する情報共有を行い、連携を図っています。
- 環境に対する意識啓発を定期的かつ継続的に図っています。
- 補助金により、住宅における再生可能エネルギー機器などの導入を支援しているほか、下水に流れてしまう雨水を貯留し、有効活用することで、上水の節約や地下水の涵養、下水への越流を防止することにつなげる雨水貯留施設設置を支援しています。
- 水質調査や道路交通の騒音・振動、ダイオキシン類等の大気汚染の測定を行い、結果を公表することで、市民に安心して生活してもらおうとともに、抑止効果を発揮し、公害の未然防止に努めています。
- 市内各所における空間放射線量の測定を行い、市民の安全を確保しています。
- 緑地の創出・保全により、ヒートアイランド現象の緩和を図っています。

■ 課題

- 環境保全実施計画の適切な進行管理が必要です。
- 環境啓発事業の推進と市民協働の充実が必要です。
- 二酸化炭素排出量削減などの地球温暖化対策の推進が必要です。
- 公害発生を未然に防止するために、一人ひとりの身近な環境に配慮する意識の向上が必要です。

写真等

写真等

■ 施策の方向性

① 環境にやさしい仕組みづくり

私たちが協力して環境保全行動を実践できるようにするため、意識啓発を行うとともに、環境保全実施計画に基づき市が実施する事業の分かりやすい評価方法を設定するなど、計画の進行管理を適切に行う仕組みづくりを構築します。

② 地球環境への負荷の軽減

一般家庭から排出される温室効果ガスが全体の半分以上を占める地域特性に鑑み、地域から地球環境を保全する取組を進めるため、住宅における再生可能エネルギー機器の導入促進、屋上緑化や壁面緑化の推進など、二酸化炭素排出量削減に結び付ける効果的な対策の検討と実施を進め、地球温暖化防止対策の推進やヒートアイランド現象の緩和を図ります。

③ 公害発生防止体制の充実

騒音・振動や大気汚染、空間放射線量などを継続的に測定・公表することで、監視の目による抑止効果を発揮するとともに、市民の環境に配慮する意識を醸成することで、公害を未然に防止し、安全・安心な環境を確保します。

■ 指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
省エネルギーに取り組んでいる市民の割合 (アンケート)	70.1%	80.0%
小金井市公共施設の温室効果ガス総排出量	5,278t	3,865t ※令和2年度、地球温暖化地域推進計画 改定時に修正予定

写真等

写真等

施策4 市街地の整備

■ 目指す姿

魅力的な市街地、まちの顔となる駅周辺の整備を進め、自然環境と利便性が高いレベルで調和した、快適で人にやさしいまち

■ 現状

- 地区計画の決定やまちづくり条例の制定・施行を進め、市民との協働によるまちづくりに向けた取組を展開しています。
- 高齢者や障がいのある人も誰もが利用しやすい環境整備を目指して、平成26年度には、重点整備地区である市内の鉄道駅全てがバリアフリー化されています。
- JR中央本線連続立体交差事業が平成25年度に事業完了し、市内の南北交通は大幅に円滑化し、高架下の利活用として、自転車駐車場、東小金井事業創造センターが整備されています。
- 武蔵小金井駅南口第2地区においては、平成26年8月に第一種市街地再開発事業の都市計画決定がなされ、平成27年8月に市街地再開発組合が設立し、令和2年5月に竣工しています。同駅北口では、JR中央線高架下や南口再開発事業の商業施設の進出による商業環境の変化に対応する、にぎわいの再生や安全な住環境整備が求められており、老朽化した大規模店舗の建て替えに合わせた再開発などによる再生を検討しています。
- 東小金井駅北口土地区画整理事業については、地権者と丁寧な話し合いを第一に事業を進めており、令和8年度まで事業期間を延伸しています。

■ 課題

- 利便性の高い拠点整備の推進が必要です。
- 快適で暮らしやすい健全な市街地の形成が求められます。
- 再開発事業・土地区画整理事業の計画的推進が必要です。
- 土地利用の規制誘導による身近なみどりの保全・活用が必要です。

写真等

写真等

■ 施策の方向性

① 魅力的な市街地の実現

まちづくり条例に基づき市民が主体となったまちづくりを推進するとともに、歩道や広場の緑化などにより、まちの美観に配慮したみどりのネットワーク化を推進します。また、バリアフリー化などを利便性の高い拠点から整備を進め、住宅地・商業地などの計画的な発展による健全な市街地の形成を図ります。これらにより、豊かな水やみどり、閑静な住宅地、学園都市といった、小金井らしい個性と魅力を備えた、市民一人ひとりが安全、安心、豊かさ、喜びなどを実感できる都市空間の整備を目指します。

② まちの顔となる駅周辺の整備

武蔵小金井駅周辺は、本市の玄関口にふさわしいまちとするため、南口の再開発事業に続き、北口においても再開発などによる施設更新を支援し、商業、業務機能及び住宅の調和のとれた魅力ある中心拠点として整備します。また、東小金井駅周辺は、本市における副次拠点及び、東部地区の中心として、駅北口の土地区画整理事業を推進し、交通広場・都市計画道路などの整備を行い、商業、業務機能などの導入を図ります。新小金井駅周辺は、みどりあふれる武蔵野公園、野川公園の玄関口とするため、水とみどりのネットワーク形成を進めるなど自然環境をいかした市街地を目指します。

■ 指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
駅周辺などにおいて、小金井らしい魅力的な市街地が整備されていると感じる市民の割合(アンケート)	32.8%	50.0%
駅周辺整備の進捗率	69.4%	87.0%

写真等

写真等

施策5 住環境の整備

■ 目指す姿

宅地内の緑化推進、良質な住宅の供給、施設の耐震化や長寿命化、バリアフリー化の推進などによる、自然と調和した、安全かつ快適で住み心地の良いまち

■ 現状

- 快適な住環境の整備のため、宅地開発等指導要綱による宅地の細分化防止や公園緑地の整備及び環境配慮指針による緑化の推進に取り組んでいます。また、地域における貴重な資源である農地の保全に取り組んでいます。
- 災害時における建築物の倒壊や延焼防止のため、住宅・建築物の不燃化・耐震化を促進しています。また、地震発生時における道路の閉塞防止及び広域的な輸送路及び避難経路を確保することを目的に、建築物の耐震化助成及びブロック塀などの撤去助成を行っています。
- 災害時における市民の避難路や避難場所を確保するため、防災上のオープンスペースなどの確保や、一時避難場所となる公共施設の確保を推進しています。
- 地域の安全性を高める施設整備として、市道上における街路灯のLED化による明るさの向上、見通しを妨げないための街路樹の適正管理を進めています。
- 的確な住宅供給の促進・有効活用には、老朽マンションの建て替え円滑化、住宅困窮者への住宅確保の充実、安全で良質なストックの形成を図っています。
- 合流式下水道の改善を進めるため、宅地及び道路内の雨水浸透施設設置を推進しています。

■ 課題

- 快適で良好な住環境の整備と保全が必要です。
- 安全で安心して暮らせる住環境の整備が必要です。
- 的確な住宅供給の促進・有効活用と、高齢者・障がいのある人などの生活状況への対応、マンション管理組合による自主的かつ適正な維持管理が求められます。
- 下水道への雨水流入量を減らすため、雨水浸透施設の設置を、より推進することが必要です。

■施策の方向性

①自然と調和した快適な住環境の整備と保全

環境保全緑地制度を活用し、みどりの保全を進めつつ、自然と調和した住環境の整備に向けて、まちづくり条例による宅地化の際の細分化防止や公園緑地などの整備に努めます。

また、用途地域の適切な運用や地区計画などにより、生活利便性を維持し、都市における住環境の保全を図るとともに、防災機能や環境保全などの多面的機能を有する農地を保全し、住環境の整備に努めます。

②安全な暮らしを支える住環境の形成

災害に備え、所有者に向けた費用助成や啓発活動により住宅・建築物の不燃化・耐震化やブロック塀などの撤去の促進などを図るとともに、公共施設を始めとした避難場所や避難路を確保します。

また、地域の安全性確保と向上のため、街路灯の適切な維持管理に努め、街路樹の植栽が見通しを妨げないよう適正な樹種の選定や管理を進めます。

③住宅施策の促進

良質で低廉な住宅の供給を促進するため、公社住宅などの改築に際しては、地域の環境整備及び住宅の量と質の向上を図るとともに、民間マンションの管理の適正化及び建て替えの円滑化を支援します。

また、住宅確保に配慮を要する市民に対する住宅確保施策、空家等の利活用を検討するほか、高齢者・障がいのある人の生活状況に対応した住宅施策として、バリアフリー化などにより、地域の中での安心した暮らしを支援します。

④雨水浸透施設の整備推進

宅地及び道路内の雨水浸透施設の設置を推進していくことで、合流式下水道の改善を図ります。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
自然と調和した快適で安全な住環境が整備されていると感じる市民の割合(アンケート)	52.3%	70.0%
市内の住宅の耐震化率	93.0%	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消
管理状況の届出を行った要届出マンションの割合	—	80.0%
住宅用新エネルギー機器等普及促進の達成率	7.5%	11.6%
高齢者自立支援住宅改修給付の到達率	93.0%	100.0%

施策6 都市インフラの整備

■ 目指す姿

利便性の高い道路ネットワークの構築と災害に強い安全で安心な都市基盤を整備し、適切に維持管理していく快適なまち

■ 現状

- 市内の生活道路である市道は幅員4m未満の道路がまだ多くあり、その沿道での建て替えなどの際に拡幅してきています。また、補修や改善の市民要望が多いため、毎年可能な限り補修工事を実施して適切な管理に努めています。
- 橋りょう及び歩道橋の老朽化が進んでいるため、損傷が深刻化する前に修繕を行う必要があります。その為に、法定の定期点検を行った上で、修繕計画の優先順位付け、予算の平準化及び維持管理コストの縮減を目的とした橋りょう長寿命化計画の改定を適宜行い、適切な維持管理に努めています。
- 安全で快適な歩行空間の確保、防災及び景観の向上を図るため、電線共同溝の整備により無電柱化を進めています。
- 市内の主要な幹線道路の機能を果たす都市計画道路の整備進捗率は令和元年度末で約47.7%であり、事業中の路線について整備を進めています。
- 市内には、土地の境界が不明確であったり、測量も不正確な土地が存在しており、地籍調査率は東京都平均23.1%のところ12.3%と遅れているため境界確定などを推進しています。
- 公共下水道施設の充実として総合地震対策や長寿命化対策を推進し、管きよの維持管理の充実を図っています。

■ 課題

- 市道の幅員の確保及び計画的な補修が必要です。
- 橋りょう・歩道橋の保全対応が必要です。
- 電線類の地中化が求められます。
- 都市計画道路の継続した整備が必要です。
- 境界確定などの調査・推進が必要です。
- 計画的な下水道施設の維持管理が必要です。

■施策の方向性

①生活道路の整備

幅員4m未満の道路では、道路の適切な幅員を確保します。また、歩行者や車両などが安全で快適に通行できるよう、補修工事を実施して適切に維持管理します。

②橋りょうの維持管理と長寿命化による安全確保

架橋から半世紀ほど経過し、老朽化が進んでいる橋りょう及び歩道橋について、利用者の安全確保のため、耐久性などに関する法定の定期点検や補修などを行い、橋りょう長寿命化計画に基づいた適正な維持管理、長寿命化を図ります。

③無電柱化による安全・安心なみちづくり

良好な都市景観の創出、安全で快適な歩行空間の確保、災害時における都市防災機能の強化を図るため、無電柱化推進計画に基づいて無電柱化を推進します。

④都市計画道路の拡幅等整備

快適な市民生活と円滑な交通の確保、道路の安全性や環境面の向上を図るため、都市計画道路を拡幅等整備するに当たり、歩車道分離や街路樹の植栽の推進、低騒音・透水性舗装などを活用した道路の整備を推進します。

⑤地籍調査の推進

土地の実態や状況が明確になり、災害時に迅速な復旧・復興活動が可能となることや、土地境界紛争の未然防止と登記手続の簡素化につながることから、地籍調査事業を更に推進します。

⑥持続可能な下水道事業の実現

暮らしに必要な下水道を将来にわたって安定的に維持管理するため、合理的な経営戦略、ストックマネジメント計画を軸とした経営を行い、下水道事業の効率的・安定的な長期経営を行います。また、更なる効率化を見据え、下水道の広域化・共同化施策の検討を進めます。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
市内の道路が快適に通行できていると感じる市民の割合(アンケート)	32.9%	50.0%
市内の道路が適切に管理されていると感じる市民の割合(アンケート)	35.6%	50.0%
無電柱化推進計画に基づく進捗率	0.6%	1.8%

施策7 交通環境の整備

■ 目指す姿

円滑で利便性の高い移動手段を構築し、通行上の安全性を確保することにより、安全かつ快適に人が行き交うまち

■ 現状

- バリアフリーのまちづくり基本構想における生活関連施設や生活関連経路に係るバリアフリー化の現状把握と対応策の検討を進めています。
- 交通管理者及び道路管理者と連携を図りながら交通安全施設の維持管理について、継続的に行っています。
- 放置自転車については、これまでの周知・啓発等の浸透により、放置自転車が減少しています。
- 交通安全教室については、市立中学校を対象とした、スタントマンを活用した安全教育を毎年度継続的に実施しています。交通災害共済については、広報媒体を活用しながら加入促進に努めています。
- 市内の交通状況及び市民ニーズが変化してきており、今般の社会情勢を踏まえながら、CoCoバス（コミュニティバス）再編事業を実施しています。
- 駅周辺における自転車駐車場については、民間活用を含め、高架下を中心として整備しています。

■ 課題

- 引き続きバリアフリー化に配慮した整備が必要です。
- 道路反射鏡など交通安全施設の老朽化への対策が必要です。
- 放置自転車を更に減らすための対策が必要です。
- 自転車事故の防止が求められます。
- 駅前環境の整備とアクセスの改善が必要です。
- CoCoバス再編事業の推進が必要です。

写真等

写真等

■施策の方向性

①バリアフリー化に配慮した整備

子どもや高齢者、障がいのある人などが安心して使えるよう、駅などの公共交通及び主要民間施設と、それらを結ぶ歩行空間のバリアフリー化について配慮した整備を進めます。

②交通安全の推進

交通安全の推進を図るため、道路反射鏡などの交通安全施設の適正な維持管理に努めます。また、市内交通事故の多くを占める自転車の安全利用を推進するため、周知・啓発を継続的に実施します。

③放置自転車の抑制

景観や通行の妨げにならないよう、放置自転車撤去を効果的に実施するとともに、自転車を放置しないよう意識向上を図ります。

④自転車活用の推進

自転車活用推進法に基づき、走行空間や自転車駐車場などを含めた自転車の活用方法について、総合的に検討します。

⑤駅前環境の整備

東小金井駅北口土地区画整理事業などによる、まちの変化に伴う交通状況や市民ニーズの変化を捉え、交通広場や駅周辺道路などを整備し、乗り継ぎなど鉄道とバスの効率的な接続を確保します。

⑥CoCoバスの充実

市内の交通状況、市民ニーズ及び社会情勢などを踏まえながら、CoCoバスの再編を進め、将来を見据えた持続可能な運行サービスの提供を図ります。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
市内を安全に移動できていると感じる市民の割合(アンケート)	49.2%	60.0%
市内の交通手段における利便性への満足度(アンケート)	46.7%	70.0%
交通事故死傷者数	173人	121人

2 地域と経済

施策8 危機管理体制の構築

■目指す姿

私たち一人ひとりが災害や感染症などに備え、互いに助け合うことのできる「人の輪」をつなげる、様々な危機に強いまち

■現状

- 自助に関しては、防災教育・訓練や防災マップなどの広報活動による防災意識の啓発、また住宅内での安全確保はもとより、耐震助成やブロック塀等撤去助成を行うことで屋外にいる人の安全確保にも努めています。
- 共助に関しては、自主防災組織を結成しやすくすることで共助の体制を充実させるとともに、福祉避難所など、関係機関が連携した体制づくりも進めています。また、消防団への支援も行っています。
- 公助に関しては、地震による災害や感染症の大流行などに備え、水や食糧などの備蓄品の確保や帰宅困難者の受け入れ環境の整備、さらには自治体や民間事業者との災害協定の締結などに取り組んでいます。
- 国民の保護のための措置に基づき、武力攻撃災害への取組としてJアラートの一斉放送訓練の実施をしています。
- 感染症対策の取組として、新型インフルエンザ等対策行動計画の策定と発生時の対応シミュレーションなど、様々な災害に備えて準備をしています。
- 新型コロナウイルス感染症に対し、市民生活を守るため、新型インフルエンザ等対策本部を設置し、緊急対応方針を公表し、「いのちを守る」、「くらしを守る」、「地域を守る」、「市民サービスの基盤を守る」取組を進めています。

■課題

- 防災意識の更なる向上が必要です。
- 防災、災害復興の人材育成が必要です。
- 地域の災害対応力の強化が必要です。
- 感染症の大流行への対応が必要です。

写真等

写真等

■ 施策の方向性

① 防災訓練の充実

自助と共助の強化を目指した総合防災訓練の内容の見直しを行うとともに、災害対策本部設置訓練、初動態勢訓練、医療救護訓練、感染症防護訓練及びBCP検証訓練など、公助を強化する取組を進めます。

② 自主防災組織の充実

地域の自主的な防災活動に取り組む人材を広く市民から育成するため、自主防災組織のない町会や自治会などに結成を積極的に働きかけるとともに、既存自主防災組織の活性化や組織の人員増加を図ります。

③ 連携協力体制の強化

他の自治体や民間企業、医療機関などとの災害協定の締結を推進するとともに、災害時受援計画及び応援計画を策定し、災害対応力の底上げを図ります。

④ 災害などへの備えの充実

地域防災力の充実強化のため、救助資機材など、消防団の装備の基準に適合した資機材を配備します。また、被災者のニーズに適応した備蓄品を備えることのできる備蓄倉庫の整備や消防水利の確保に努め、災害対策物資・設備の充実を図ります。併せて、感染症の大流行発生などを想定した物資や設備の備えを行います。

また、災害時における情報伝達能力の強化を図り、ソーシャルメディアなど多様な情報提供ツールの活用を行います。

さらに、まちの変化と連動し、地域防災計画を修正することで、災害発生に備えます。

⑤ 感染症の大流行への備え

感染症の大流行が発生した際、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を守るとともに、市民生活及び経済活動に及ぼす影響を最小限とするよう、感染症対策を着実に推進します。

■ 指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
まち全体で災害などへの備えができていると感じる市民の割合(アンケート)	17.0%	30.0%
災害などのための備蓄を行っている市民の割合(アンケート)	57.1%	70.0%
直近1年間で防災訓練に参加したことがある市民の割合(アンケート)	21.0%	30.0%

施策9 地域の安全・安心の向上

■ 目指す姿

防犯意識の向上、犯罪や消費者被害の未然防止などの推進、関係機関との防犯協力体制の構築により、安全で安心して暮らすことができるまち

■ 現状

- 市、警察、地域などが連携した防犯協力体制の構築を進めるとともに、こきんちゃんあいさつ運動や見守り運動、こがねい安全・安心メールでの広報など、地域に根差した安全活動を支援・促進しています。
- 犯罪を抑止する環境づくりとして、人的な体制構築とともに、街路灯のLED化により、防犯機能の向上を図るなど、都市の死角を排除することに努めています。
- 契約や製品情報など生活に身近な消費生活問題について、注意情報の発信のほか、各種講座を行うことで消費者被害の未然防止を図るとともに、具体的な事案の相談にも応じています。
- 今後増加が懸念される空家等に関しては、所有者に対して適切な管理に対する意識啓発や指導を行うとともに、相談に応じるための体制構築にも取り組んでいます。

■ 課題

- 新しい犯罪に対する周知が必要です。
- 消費者被害の未然防止が必要です。
- 空家等対策の促進が求められます。

写真等

写真等

■施策の方向性

①個人・地域の防犯対策の推進

日々新しい手口の犯罪が行われる中、犯罪に関する情報を適宜発信し、また、様々な研修会などを通じて、私たち一人ひとりの防犯に対する意識を高めます。また、行政機関はもとより、事業者や地域とも役割を明確にした上で、防犯協力体制を充実させるとともに、犯罪を抑止する環境整備を行います。

②消費者被害の未然防止

複雑、多様化する消費生活問題に対して、今後も継続して情報提供を行うことで市民の関心を高めていきます。特に成年年齢の引下げにより18歳から親の同意を得なくても契約行為ができるようになるため、若年層への啓発事業を積極的に推進するとともに、悪質商法などによる被害を未然に防止するため、高齢者の見守り体制の構築を、福祉分野と連携して推進します。また、増加傾向にある消費生活相談に対応できる体制を維持するとともに、相談窓口である消費生活相談室の認知度向上を図ります。

③空家等対策の推進

管理が行き届いていない空家等を適切に管理するため、所有者又は管理者に管理の徹底を促すように努めます。同時に、賃貸用でも転売用でもない空家等を減少させるため、所有者などに対する相談機会の充実を図ります。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
犯罪などに対する取組や地域の体制に安全・安心を感じる市民の割合(アンケート)	31.4%	50.0%
犯罪発生件数	758 件	600 件
消費者啓発事業への参加人数	2,691 人	3,000 人

写真等

写真等

施策10 産業・観光の振興

■ 目指す姿

多様で豊かな市民力あふれる生活都市にふさわしい産業・観光の創出・育成に継続的に取り組み、地域の付加価値を高める、ふれあいと活力のあるまち

■ 現状

- イベントへの助成など、地域の商工業を支える商工会及び商店会の支援を行い、商工業の振興・安定を図っています。
- 東小金井事業創造センターや農工大・多摩小金井ベンチャーポートにおける創業支援を通じて、創業機運を高め、市内事業者の増加・市内定着に取り組んでいます。オフィスや交流・学習機会の提供のほか、小口事業資金の融資あっせんなど、資金面での支援も行っています。
- ハローワークなどと連携するほか、市独自にこがねい仕事ネットを通じて求人情報を提供し、就業機会拡大を図っています。
- 観光の推進、地域経済の発展及び文化の向上のため、中間支援組織としての機能を持った観光まちおこし協会が行う活動を支援しています。

■ 課題

- 中間支援機能の充実と連携の拡大が求められます。
- インキュベーション施設入居企業の市内長期定着の促進が必要です。
- 産業の担い手に対する各種支援事業の活用促進が必要です。
- 就労支援策の充実が必要です。
- 市内観光資源の創出・魅力発信が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による市民の意識変化を踏まえた対応が必要です。

■ 施策の方向性

① 商工業の活性化

駅周辺の市街地再開発事業や土地区画整理事業などによる基盤整備とともに、商工会や観光まちおこし協会などの関係機関と連携し、商店会や事業者が自発的に取り組む活動を支援し、にぎわいの創出を図ります。

② 創業者を中心とした市内事業者の育成・支援

市内における創業件数の増加のため、東小金井事業創造センターを中心に創業機運の醸成を図るとともに、創業者の市内定着を促進します。また、小口事業資金融資あっせん制度の充実を図ることで、事業者の経営安定化と成長を支援します。

③ 就労支援の充実

関係課、ハローワーク、障害者就労支援センター、シルバー人材センターなどの関係機関との連携による就労に関する各種支援や、こがねい仕事ネットによる求人情報などの提供を行い、就労支援の充実と雇用の拡大を図ります。

④ 観光の推進

本市を訪れる交流人口を増やし、地域経済を循環させるとともに、市民満足度の向上、定住促進へとつなげるため、観光振興を図ります。観光まちおこし協会との連携やふるさと納税の活用などにより、地域の魅力の発掘・発信に取り組みます。それとともに、近隣自治体と連携し、エリアでの回遊性を高める事業を進めます。

■ 指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
まちに活気があると感じる市民の割合(アンケート)	32.2%	40.0%
年間小売販売額	860億1,400万円	維持
滞在人口率	0.86倍	0.90倍

写真等

写真等

施策11 都市農業の振興

■ 目指す姿

多面的機能を持つ農地の適正な保全を図り、有効活用することにより、都市と農地が共存し、市民生活を豊かにするまち

■ 現状

- 認定農業者などへの支援を始め、援農ボランティアの養成など、農業の担い手確保・育成を行っています。
- 農業祭などのイベント、庭先販売所のPR、地場産野菜の学校給食への積極的な利用などを通じて、本市の農業を市民自身が知り、触れる機会をつくっています。
- 農地が適切に管理されるよう、計画的に農地パトロールを行い、適正な農地管理を促しています。
- 都市における農地の多面的機能が発揮されるよう、防災の取組や市民が農業に触れる機会づくりなどに取り組んでいます。

■ 課題

- 都市農業の担い手確保・育成が必要です。
- 都市農業への理解や関心が必要です。
- 食の安全・安心の確保が必要です。

写真等

写真等

■ 施策の方向性

① 担い手の確保・育成と力強い農業経営の展開

小金井農業の担い手として、農業者を支援するとともに、農地の貸借を促すことで新規参入者や企業などの新たな担い手を確保・育成します。また女性農業者に着目した取組を行います。同時に、農業経営の収益性の向上のため、生産性向上を目的とした農業関連施設整備や基盤整備を支援します。

② 多面的機能をいかした農地保全

防災や環境保全、また農業に触れる機会の提供など、都市における農地が有する多面的機能を発揮することを支援し、農地の保全を目指します。そのため、市民農園、学童農園などの活用や、福祉や地域のコミュニティ形成を目的とした農商福連携などの取組を推進していきます。

③ 持続可能な農業生産の推進

食の安全性を確保し、農業生産を通じた環境負荷の低減などを目指した生産管理手法の普及を図ります。また、環境保全型農業に対する意識啓発を図ることで、持続可能性を高めていきます。それと同時に、学校給食や市内飲食店での地場産農産物の利用を促すことで地産地消を進め、農業経営の効率性を高めます。

④ 小金井農業の魅力発信

小金井市産農産物を使用した料理教室や収穫体験などの各種イベント、新鮮で安全な農産物を購入できる庭先販売所や江戸東京野菜などの広報、地域コミュニティ活動の「場」として農地を活用した新たな取組の紹介などを通じて小金井農業の魅力を発信し、市民の都市農業に対する理解や関心を高めるとともに、持続可能な都市農業の確立に向けた取組を推進します。

■ 指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
これまでに小金井市産農産物を購入したことがある市民の割合(アンケート)	78.1%	80.0%
農業産出額	3.3 億円	4.0 億円
農業振興計画の達成率	70.6%	80.0%

3 子どもと教育

施策12 子どもの育ちの支援

■目指す姿

子どもの権利を保障し、安心して過ごせる居場所や様々な体験の機会を提供することで、生まれ育つ環境に左右されず、全ての子どもがいきいきと健やかに安心して暮らせるまち

■現状

- 子どもの権利を保障し、子どもの健やかな成長を願って、平成21年に子どもの権利に関する条例を制定し、子どもの健やかな育ちの支援に取り組んでいます。
- 同条例を踏まえ、これまでソフト・ハード両面での「環境」の形成に努めており、市民団体とも連携し、児童館や公園、プレーパーク、校庭開放、放課後子ども教室などを進めています。
- 子どもが抱える困難への対応としては、様々な相談体制を整備し、関係機関などとの連携にも取り組んでいます。

■課題

- 中高生のニーズも含め多様な居場所の整備が必要です。
- 自己を肯定できる経験・体験が必要です。
- 子どもが相談しやすく、かつ迅速に対応できる体制づくりが必要です。
- 子どもの権利に対する私たち一人ひとりの意識啓発が必要です。

写真等

写真等

■施策の方向性

①子どもの居場所の提供

子ども自身の育つ権利を保障しながら、子どもたちがのびのびと過ごせ、仲間や異世代が気軽に集まり緩やかに交流でき、安全で安心して過ごせる居場所づくりを放課後子ども教室の開催回数の充実や児童館のあり方を含めた検討などを行いながら進め、多様な居場所を提供します。特に中高生に対しては、世代特有のニーズを捉えた居場所づくりについて検討します。

また、子どもの居場所の推進体制を整備するため、子どもの居場所に関するネットワークづくりを進めるとともに、関係者により子どもの居場所のあり方について継続的に検討します。

②豊かな体験や仲間づくりの支援

子どもがそれぞれの個性を伸ばし、自分らしく成長し、将来、社会の中で自己実現していくためには、子どもの頃に多種多様な出会いや体験を得ることが大切です。自然環境に恵まれた地域資源を最大限にいかし、自然とのふれあいや共同作業、芸術活動に触れるなどの経験の中で、自立に必要な力を身に付けられるよう、児童館や公民館、公園、プレーパークなどの子どもが過ごす場所や、体験講座など、豊かな体験や仲間づくりができる機会などを提供します。

③子どもの権利の保障

子どもの権利で一番大切なことは、その命と心を守ることです。迅速で適切な救済を図れるよう、子どもの声に寄り添い、子どもが安心して相談できる相談・救済体制の更なる充実を図ります。

また、子どもの権利を保障して、育ちを支えるため、市民一人ひとりが子どもの権利を大切に思い、子どもの権利がいかされる社会環境づくりを進め、いじめや虐待・体罰などによる子どもの権利侵害を防ぐため、未然防止と早期発見に努めるとともに、子どもたちの育ちを支えるための具体的な行動ができるように促していきます。

④子どもの社会参画と意思の尊重

子どもは自分に関係のある事柄について参加して自由に意見を表すことができる権利があります。社会の中で、自分の意思が尊重され、存在が認められることで、積極的に挑戦しようという自信が身に付きます。自分で考え、あるいは行動したことが現実に反映された体験は、予測困難な未来を生きる子どもたちが、能動的に考え、行動するための原動力となります。子どもの意見表明の場やボランティア活動を通して、社会参加や意見反映の機会を提供します。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
子どもが育ちやすい環境だと思う市民の割合 (アンケート)	62.6%	80.0%
自分には良いところがあると思う小学生の割合 (全国学力・学習状況調査／文部科学省)	85.8%	100.0%
自分には良いところがあると思う中学生の割合 (全国学力・学習状況調査／文部科学省)	71.0%	75.0%

施策13 子育て家庭の支援

■ 目指す姿

子育て家庭を支える施設、体制を確保し、様々なニーズに応じた支援を行うとともに、特別な配慮を要する家庭にも、きめ細やかな支援を推進することで、家庭が安らぎと笑顔に満ち、子育ての楽しさ、喜びを実感できるまち

■ 現状

- 保育園などの新設や定員の拡充を通じて待機児童の解消に努めています。また、平成29年4月1日には市内初となる認定こども園を開設しています。
- 保育サービスの拡充については、令和元年11月21日から市内初となる病児保育事業を開始しています。
- 市内幼稚園については、施設数が減少しており、幼稚園の入園を希望されても、身近な地域での選択肢に限りがあるなど、市外の施設を利用する実態もあります。
- 学童保育の利用希望者は女性就業率上昇や就学児童数増加などを背景に上昇しており、これを充足できる受入れ環境の整備に努めています。
- 子どもの人口増加に伴って、児童手当や子どもに関する医療費助成は増加を続けており、義務教育就学児医療費助成の所得制限の一部廃止ともあいまって、子育て世帯における経済的支援の役割は、拡大しつつあります。
- 子ども家庭支援センターのほか、児童館などを活用した子育て支援事業を実施しています。

■ 課題

- 保育園や学童保育所などの量的な充実が必要です。
- 保育の質の維持・向上が必要です。
- 認定こども園や子ども・子育て支援新制度幼稚園への移行支援などの充実が必要です。
- 切れ目のない子育て支援の実施が必要です。
- 困難を抱える家庭への支援の充実が必要です。

■ 施策の方向性

① 保育サービスの拡充

今後も共働き世帯の増加が見込まれるとともに、子育て世帯の転入数も増加傾向にあります。また、保育待機児解消に向けた取組も、より一層加速させる必要があります。

このため、増加・多様化する保育ニーズへの対応や保育の質の向上に向け、保育園などにおいて様々な視点から保育サービスの拡充を図ります。

学童保育所の運営・整備に当たっては、児童の安全性、保育の質に留意しつつ、緊急対応の必要などから優先的に保育環境の整備を進めます。

② 幼稚園などへの支援

幼稚園児の保護者に係る経済的負担の軽減を図り、適切な幼児教育を受ける機会の確保に取り組むとともに、幼稚園の安定的な存続を支援します。また、認定こども園制度の活用や子ども・子育て支援新制度移行の希望に対して積極的に対応します。

③ 切れ目のない支援体制の充実

子どもを産み育てることへの不安を軽減するために、相談体制・情報提供などを充実します。特に母子の保健サービスを充実させることで、安心して育児ができ、子どもの健やかな成長を育むことを目指します。

④ 困難を抱える家庭への支援の充実

ひとり親家庭への相談や生活支援、特別な配慮が必要な子ども(障がい児など)の教育・保育ニーズへの対応、外国籍の子どもと家庭の支援など、きめ細やかな対応が求められる子どもや家庭への支援を充実させます。さらに、経済的な負担を軽減するための支援も充実させていきます。

■ 指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
子育て家庭への支援が充実していると思う市民の割合(アンケート)	24.6%	50.0%
妊娠、出産、子育ての不安や悩みを周囲の人々や行政の窓口で相談しやすい地域であると思う市民の割合(アンケート)	19.8%	40.0%

施策14 子育て・子育て環境の充実

■ 目指す姿

次世代の小金井市民を育てていくための地域環境を整備することによって、地域の様々な人々の関わりにより、安心して、楽しく、豊かな子育て・子育てができるまち

■ 現状

- 学校と地域が連携し、課外活動の一環として高齢者施設などでの職場体験やボランティア活動などに取り組んでいます。
- 児童館などにおいて自主活動グループを育成するほか、青少年健全育成地区委員会・子ども会育成連合会などの事業を助成することで、子どもが育つ環境整備を行っています。
- 子どもの育ちを支えるネットワークを形成するため、小金井子育て・子育て支援ネットワーク協議会の加入促進を行い、令和2年4月には81団体と増加してきています。

■ 課題

- 地域における学習と交流の場の充実が必要です。
- 子どもの育ちを支援するネットワークの充実が必要です。

写真等

写真等

■ 施策の方向性

① 地域の子育ち環境の整備

子どもたちが生きる力を育てていくためには、地域社会の中で様々な年齢の人たちと交流し、様々な生活体験、社会体験、自然体験を豊富に積み重ねることが大切です。そのために、地域社会における学習と交流を推進します。

② 地域での連携強化

多様な人々と地域で交わることを通じて子どもが育っていくために、また子育てに悩んでいる家庭に支援が届くよう、子育て活動団体などの間で相互の連携強化を図り、地域で支える体制を充実させます。

■ 指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
地域における子育て・子育ち環境が充実していると思う市民の割合(アンケート)	29.5%	50.0%
地域で子どもに関係するイベント、交流、支援活動が活発に行われていると思う市民の割合(アンケート)	32.2%	60.0%

写真等

写真等

施策15 学校教育の充実

■ 目指す姿

一人ひとりの子どもが未来を創造する当事者として、活発な好奇心を持ち、創造的な課題発見・解決力を身に付けるとともに、健康で人間性豊かに育つための学校教育が充実しているまち

■ 現状

- 令和2年度から実施している新しい学習指導要領では、自ら学び、考え、行動し、自らの幸せと社会の幸せを実現する「創り手」を育てることを目指しています。
 - 教員の授業力向上に取り組むとともに、主体的・対話的で深い学びを目指した授業の実施に取り組んでいます。また情報活用能力が求められる中、ICT機器の効果的活用に取り組むほか、こころの教育、体力向上、健康教育、食育、そして福祉教育の取組を推進しています。
 - 児童・生徒が抱える多様な課題などの対応のため、教育相談などの充実を図るために、教育相談所、もくせい教室の環境などの充実に取り組むとともにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置しています。
- また就学相談が増加している中、各市立小中学校に特別支援教室を開設するとともに、専門相談員の設置など相談体制の充実や、関係機関と連携を図るなど、支援体制を整備しています。

■ 課題

- 主体的に学び、考え、行動する力の育成が必要です。
- 健全な身体とこころの育成が必要です。
- 子ども一人ひとりの困り事について適切な対応が必要です。

写真等

写真等

■施策の方向性

①生きる力の確立・伸長

新しい学習指導要領において、教員の授業力の向上を継続的に図り、授業の質を維持・向上します。また、日本固有の伝統文化や国際社会、情報社会への理解を踏まえ、教育活動の充実を図ります。

さらに、地域に開かれた学校の推進のため、コミュニティ・スクールの仕組みをいかしながら、ボランティアを始めとする地域の教育資源を積極的に活用し、社会に開かれた教育課程の実現を目指し、学校と地域の連携・協働の推進を図ります。

②心身の発達を育む機会の創出

食育や運動・スポーツの更なる振興による身体の発達、そして道徳を中心とした学習を通じたこころの育成を心掛けることで、学力のみならず、身体とこころを豊かにし、知・徳・体がバランスよく育まれる機会をつくります。

③子ども一人ひとりの困り事に対する対応

児童・生徒一人ひとりの困り事に応じた支援を実施するため、教育相談、不登校支援、特別支援教育、就学相談業務を総合的に行う(仮称)教育支援センターを設置し、「その子らしさを最大限伸ばす」ことを目的にチームとして継続した支援をすることができるようにします。

また、いじめ防止対策推進条例に基づき、いじめをしない、させないように、児童・生徒、教員や保護者などの意識を高めるとともに、報告・相談がしやすい環境を整え、組織的に対応します。

■指標

指標	現状値(令和元年度)		目標値(令和7年度)	
学校が楽しいと思う児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査／文部科学省)	小学校	85.6%	小学校	100.0%
	中学校	75.4%	中学校	100.0%
授業が分かると回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査／文部科学省)	小学校	87.3%	小学校	100.0%
	中学校	72.7%	中学校	100.0%

写真等

写真等

施策16 学校環境の整備

■ 目指す姿

安全で安心な学習環境の整備・充実に取り組むことで、児童・生徒が学習に集中することができ、豊かな学びと育ちを支える学校環境があるまち

■ 現状

- 学校施設の老朽化に対して、児童・生徒が利用する空間はもとより、バックヤードも含めて、設備の更新を計画的に行うことで環境を改善しています。
- 児童・生徒の安全確保のため、屋内運動場などの天井等落下防止対策や什器類の転倒防止、ガラスの飛散防止対策などを行いました。また、通学路の防犯カメラの設置などにも取り組み、登下校時も含めた安全対策を行っています。
- 学習環境の充実のため、ICT機器を活用した授業改善を進めることで、児童・生徒の学びと教職員の働き方の支援を並行して進めています。
- 効率的・効果的な老朽施設の再生方法を検討し、これに要するコストの縮減と平準化を図ることを目的として、学校施設の長寿命化計画を令和3年3月までに策定予定です。

■ 課題

- 学校施設の老朽化対策が必要です。
- 学習活動の更なる充実のためのICT環境の整備・活用が必要です。
- 給付型奨学金制度継続の検討が必要です。
- 児童・生徒数の推移に対する対応が必要です。

写真等

写真等

■施策の方向性

①学校環境の快適性、安全・安心の確保

児童・生徒の安全かつ安心な学習・生活環境を確保するため、学校施設の長寿命化計画(個別施設計画)に基づく老朽化対策、トイレや冷暖房などの設備や給食調理設備の改善などを図ることで快適性を向上させます。

②新しい学習活動に応じた環境整備・活用

GIGAスクール構想によって児童・生徒一人1台のコンピュータと高速インターネット環境を整備し、これまでの教育実践にICT機器を活用していくことで、遠隔授業、協働学習、個別最適化学習を可能とし、学習活動の更なる充実を図ります。

③修学機会の確保

給付型奨学金制度の継続、ないしはその他の検討を進め、成績優秀かつ、経済的な困難を抱えた生徒・学生に対して、修学できるよう支援します。

④児童・生徒数の推移への対応

普通教室の整備のほか、児童・生徒数の推移に対して様々な方策で対応します。
また、学区域見直しについての議論を深め、これまで学校が築いてきた地域との関わりについて、合意形成を図った上で見直しを目指します。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
子どもが義務教育を受ける環境として学校施設が充実していると思う市民の割合(アンケート)	36.4%	60.0%
学校施設の長寿命化計画の達成率	—	11.0%
週1回以上授業でICT機器を使用した児童・生徒の割合	30.6%	80.0%

写真等

写真等

4 文化と生涯学習

施策17 芸術文化の振興

■ 目指す姿

日常の中で芸術文化の鑑賞や体験の機会を得て、一人ひとりが個々の感性で芸術文化を主体的に楽しみ、心豊かに暮らしていけるまち

■ 現状

- はけの森美術館や市民交流センターなどの芸術文化施設での事業はもとより、市、アートNPO、大学などが連携する体制をつくり、本市の文化や環境資源をいかした事業を行っています。
- 市民交流センターでは、市立小中学校や福祉施設に出向くアウトリーチ活動を行っています。はけの森美術館においても連携事業を行っており、芸術文化に親しむ機会を広く提供しています。
- 市立小学校とは継続的に連携し、アーツ・イン・エデュケーションの仕組みづくりに取り組んでいます。あわせて、芸術文化の伝え手のスキルアップにも取り組んでいます。
- 芸術文化施設の安定的な管理・運営を行い、主体的な芸術文化活動の担い手を増やすために、その活動拠点として施設相互の連携を図っています。

■ 課題

- 市内施設、他自治体などとの連携を広げながら、事業を継続していくことが必要です。
- 芸術文化施設の運営体制の充実が必要です。

写真等

写真等

■ 施策の方向性

① 継続的な芸術文化事業の推進

これまで取り組んできた事業や築いてきた体制を基盤として、社会情勢や経済動向、また芸術文化政策の動向を踏まえ、これからの社会・時代に沿った事業展開を継続的に行っていきます。その際、特に市立小中学校や福祉施設のアウトリーチ事業を行うことで、芸術文化に触れる機会を広く提供します。

② 芸術文化施設間の事業連携

これまで築いてきた体制を継続するとともに、新たな連携先を開拓しながら、事業に関わる主体を増やすことで芸術文化活動を活発にしていきます。また、芸術文化振興計画に位置付けられた事業、市民交流センターでの事業、はけの森美術館の事業などの相互連携を図っていきます。

③ 専門性を背景とした展覧会の開催

はけの森美術館においては、所蔵作品及び主要な所蔵作品の作家である中村研一、中村と同時代に活躍した作家、また本市を含む多摩地域にゆかりの深い作家と、その作品などについて継続的に調査・研究を行い、その成果に基づき、様々な視点から作品を見る展覧会を継続して開催します。そのため、専門的な知識を持つ職員の配置や外部の専門機関との連携を検討します。

■ 指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
直近1年間で芸術文化の鑑賞や体験の機会を得たことがある市民の割合(アンケート)	48.6%	55.0%
芸術文化振興計画の達成率	—	80.0%

写真等

写真等

施策18 国際交流・都市間交流の推進

■ 目指す姿

国際交流事業や、友好都市三宅村を始めとした他自治体との交流を通じて、多文化共生社会への理解を深めるとともに、交流の輪を広げていくまち

■ 現状

- 本市では、市民団体が国際交流事業を行い、異文化理解の機会を提供しています。市においては、それら市民団体と定期的に情報交換を行い、連携して国際交流事業を行っています。
- 都市間交流については、特に友好都市である三宅村とは、市民団体と連携しながら、子どもから高齢者まで交流の機会をつくっています。

■ 課題

- 環境に応じた新しい事業の検討と、担い手の育成が必要です。
- 国際交流や都市間交流への関心喚起が必要です。

写真等

写真等

■ 施策の方向性

① 多様な人々が参加する事業の実施

関係する市民団体と情報交換を行い、本市の環境に合わせた新たな交流事業を実施します。そして、幅広い国籍・世代の人々が担い手となり、また事業参加者として交流ができるよう、市民団体との連携と広報を強化します。

② 国際交流・都市間交流への関心喚起

多くの市民の国際交流や都市間交流への関心を喚起するため、本市の事業だけでなく、市民や他の自治体などが行う交流活動も含め、広く交流機会を提供します。特に三宅村との交流については、相互に親しみを持ってもらえるように、市民団体が行う交流活動を支援します。

■ 指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
直近1年間で異文化に触れる機会が増えたと思う市民の割合(アンケート)	11.2%	20.0%
交流事業参加人数	285人	310人

写真等

写真等

施策19 人権・平和・男女共同参画の尊重

■目指す姿

人権や平和に対する意識や、男女が互いに認め支え合う意識を高め、誰もが個人として尊重され平等に暮らせる、一人ひとりが輝いて生きることが出来るまち

■現状

- 市民憲章の趣旨に基づき、市民を対象とした人権講座や、市職員に対する人権研修を実施しています。
- 平和の大切さについて、世界連邦平和都市宣言や非核平和都市宣言の趣旨、小金井平和の日条例などに基づいた意識啓発を行っています。
- 男女平等都市宣言や男女平等基本条例に基づき、男女平等意識の啓発や、男女共同参画の推進を図っています。
- 男女平等社会の実現を目指し、男女共同参画行動計画に基づき、取組を進めています。

■課題

- 人権尊重の意識の醸成や、平和意識の世代継承が必要です。
- 男女共同参画施策の総合的な推進が必要です。

写真等

写真等

■施策の方向性

①人権尊重意識と平和意識の更なる啓発

これまでの事業を継続させつつ、世代を超えて途切れることなく人権尊重の意識を高めるための取組を行います。平和意識の啓発に関しても、次世代においても平和が引き継がれていくよう、特に若い世代の事業への参加率が上がるような工夫をします。

②男女共同参画の推進

誰もが個人として尊重され、個性と能力を発揮する機会が確保されるよう、あらゆる分野での男女共同参画の推進や多様性を認め合う社会への理解促進に努めていきます。そのために、各種啓発活動の実施、情報誌の作成、パートナーシップ宣誓制度の周知や、相談・各種支援事業の充実を図ります。あわせて、男女共同参画を推進するための活動拠点として、市の施設の有効活用を含め(仮称)男女平等推進センターの整備について検討していきます。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
人権・平和が尊重されていると感じる市民の割合(アンケート)	37.9%	45.0%
日常生活において男女が平等であると感じる市民の割合(アンケート)	36.6%	40.0%
人権・平和のイベント参加率	66.3% (平成30年度実績値)	75.0%
男女共同参画行動計画の達成率	—	80.0%

写真等

写真等

施策20 生涯学習の振興

■ 目指す姿

誰もが生涯を通じて学ぶことができる環境や機会を持ち、人生100年時代に向けて自己実現と地域貢献ができるまち

■ 現状

- 図書館や公民館などで市民による自主的な活動を支えるとともに、市民参加と協働による様々な生涯学習事業を実施しています。
- 学校と地域が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域の活性化を目指す地域学校協働活動の推進に向けて取り組んでいます。
- 市史を活用した情報発信や出版活動、名勝小金井(サクラ)などの歴史的文化遺産の保全や継承を進めるなど、郷土意識の喚起を行っています。

■ 課題

- 誰もが学びたいと思える機会を提供することが求められます。
- 学びの成果を地域へいかす仕組みを充実させていくことが必要です。
- 都市で希薄化しがちな郷土意識の醸成が必要です。

写真等

写真等

■施策の方向性

①全市的な生涯学習活動の推進

図書館や公民館などにおける、市民による生涯学習活動を推進するために、生涯学習活動の拠点の整備を進めます。また、学校や市内の教育機関、近隣自治体などとの機能連携を図り、ニーズの多様化と生活圏の拡大に対応していきます。

②生涯学習を通じた地域づくりの推進

生涯学習支援のネットワークづくりのため、市民や団体に情報発信を行い、市民活動支援や地域づくり機能を高めます。また、学びによって得た知識や経験を新たな地域活動につなげられるように、関係機関と連携し、支援するための仕組みづくりを推進します。さらに、学びを止めないための環境整備を進めます。そして、学校と地域が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えるとともに、地域社会の活性化を目指します。

③幅広い郷土意識の喚起

多くの市民、特に若い世代における郷土に対する理解と愛情を深め、郷土意識を喚起していくため、文化財センター機能の活用を含めた文化財の保護・啓発事業及び市史編さん事業を充実させます。それとともに、本市のシンボルでもある名勝小金井(サクラ)復活事業を推進していきます。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
直近1年間で生涯学習を実践したことがある市民の割合(アンケート)	31.2%	40.0%
生涯学習推進計画の達成率	—	80.0%

写真等

写真等

施策21 スポーツの振興

■ 目指す姿

「豊かな生涯をスポーツとともに」を基本理念に、スポーツに気軽に親しむことができる環境や機会があり、誰もが楽しく元気に、仲間づくりを通して、生活の豊かさが向上されていくまち

■ 現状

- 総合体育館や栗山公園健康運動センターでは、平成21年度から指定管理者制度が導入され、市民サービスの向上が図られています。
- 近年の健康志向の高まりを受け、競技性を有するスポーツからレクリエーション的なスポーツまで、幅広いスポーツの機会を、指定管理者や関係団体との協働によって提供しています。また、子どもや障がい者に向けたスポーツの取組も行っています。

■ 課題

- スポーツができる場所や機会の充実が求められます。
- スポーツに関わる人材育成が必要です。

写真等

写真等

■ 施策の方向性

① スポーツ環境の整備・充実

施設の計画的な整備を進めつつ、学校体育施設、民間や大学などが有する施設を市民に開放できるよう協議し、スポーツ環境がより一層充実することを目指します。

② スポーツ団体との連携強化

市民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブを支援するとともに、誰もがスポーツを楽しむ、親しむことができるよう、指定管理者や関係団体との連携を強化し、気軽に参加できる事業を実施していきます。

③ スポーツ振興のための人材育成

今後、事業を充実させていくためにも、スポーツ指導者を増やす必要があることから、指導者講習会を充実させていきます。また、本市に関係のあるスポーツ選手やチームと連携することで、子どもを中心とした市民の関心を高めるとともに、技術などの向上も図ります。

■ 指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
週に1回以上スポーツを実施している市民の割合(アンケート)	52.6%	65.0%
市スポーツ施設の利用者数	536,458 人	600,000 人

写真等

写真等

5 福祉と健康

施策22 福祉のまちづくりの推進

■ 目指す姿

福祉における制度の枠組みを超え、地域の高齢者、障がいのある人、子どもなど全ての人々が支え合う体制・環境を実現することで、互いに助け合いながら安全・安心な生活を送ることができるまち

■ 現状

- バリアフリーの推進、避難行動要支援者への支援、権利擁護事業の推進、福祉オンブズマン制度や福祉サービス第三者評価の普及など福祉サービスの情報発信、サービスの適正化など、福祉のまちづくり対策を実施しています。
- 民生委員・児童委員や関係機関などの地域資源との連携による地域での生活を支える仕組みづくりの推進など、包括的支援体制の構築を図っています。
- 地域活動参加のきっかけづくりの推進、社会福祉協議会、社会福祉法人などの福祉団体との連携強化など、地域活動の活性化を図っています。
- 健康で文化的な生活を全ての市民が送れるよう、生活保護制度に基づく支援を適切に行っています。
- 自立した生活を確立するため、生活困難者に対する就労の支援を推進しています。
- 生活困窮者の自立に向け、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行っています。

■ 課題

- 民生委員・児童委員の担い手不足への対応が必要です。
- 避難行動要支援者支援体制の構築が必要です。
- 成年後見制度の利用の促進が必要です。
- 適切な生活保護制度の実施が必要です。
- 生活困窮者への支援強化が必要です。

■施策の方向性

①民生委員児童委員協議会との連携

民生委員児童委員協議会に対し支援を行い、連携して高齢者などの見守りを充実していきます。民生委員・児童委員の欠員補充に注力し、民生委員・児童委員の役割を適正化して、負担軽減を図ります。

②避難行動要支援者支援

避難行動要支援者情報を適切に管理するとともに、対象者を把握して、平時の見守り及び普及啓発、災害時など緊急事態における支援体制の充実を図ります。

③市民参加と協働の周知への取組、地域福祉を担う人材の活動支援

幅広い世代が地域福祉や支援に参加できるようにする仕組みの構築を検討します。また、地域福祉を担う人材が活動を継続できるようにするため、支援方法を検討します。

④成年後見制度の利用促進

法令に基づいて成年後見制度利用促進基本計画を策定し、更なる成年後見制度の利用促進のための体制づくりに取り組みます。

⑤生活の保障

全ての市民が健康で文化的な生活を送ることができるよう、生活保護制度に基づいて、支援が必要な方を対象にして適切かつ公正な支援を行っていきます。

⑥地域生活課題の把握と情報共有の仕組み強化

生活困窮者の支援に関し、関係課、関係機関及び地域との情報共有に努め、現状把握とそれに対応した支援体制の連携強化を進めます。

⑦福祉総合相談窓口における支援体制の充実

福祉総合相談窓口においては、年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての方を対象に、各々が抱える地域生活課題の解決に向けた支援の体制を充実させます。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
困った時に地域で助け合える関係性を持っている市民の割合(アンケート)	46.1%	80.0%
地域福祉計画の達成率	40.0%	80.0%

施策23 高齢者の生きがいの充実

■ 目指す姿

高齢者の地域での社会参加を促進することで、生きがいを持ち続け、安心して暮らせるまち

■ 現状

- 地域社会とつながりを持ち、無理なく就労を望む高齢者に対し、シルバー人材センターを案内することで、高齢者の適性と能力に応じた就労機会を確保しています。また、将来のシルバー人材センターの機能移転を見据え、活動拠点を検討しています。
- 悠友クラブ(老人クラブ)への助成を通じ、生きがいを高める活動、健康づくり事業などを支援し、高齢者の社会参加の活性化を図っています。
- 各種事業や給付により、高齢者が豊かな老後を過ごすことができるよう、高齢者の自立生活の支援や仲間づくり、介護予防を図るとともに生きがいと健康増進の諸活動を推進しています。
- 元気な高齢者が高齢者福祉施設などでボランティアをした際に、さくらカードと交換可能なポイントを付与する介護支援ボランティアポイント事業を実施して、活動を促進しています。
- 高齢者が知識や経験をいかし、地域社会の担い手として他世代と共に活動できる様々な場と機会の充実を図っています。

■ 課題

- シルバー人材センターのサービス需要を意識した就労機会の創出が求められます。
- 悠友クラブ(老人クラブ)の会員数確保に向けた更なる支援が必要です。
- サービス、事業の利用者、ボランティア活動の促進が必要です。

写真等

写真等

■ 施策の方向性

① 高齢者の社会参加による地域の担い手の確保

高齢者に対し、シルバー人材センターを活用して就労及び地域貢献活動をしていただくことで、社会参加、生きがいづくりを促すとともに、高齢者の知見、経験を地域づくりにより活用できるよう、地域の担い手の確保に努めます。

② 高齢者の生きがいづくりへの支援

悠友クラブ(老人クラブ)への助成を継続実施することで諸活動を支援します。また、高齢者いきいき活動の一層の充実により、超高齢社会において高齢者が明るく、豊かに、前向きに過ごせるような環境づくりを支援します。

③ 自立のための環境づくりと活動できる場所や機会の拡大

高齢者自立支援住宅改修給付事業及び日常生活用具給付事業の利用促進を図り、高齢者が自立して生活することのできる環境を整えます。また、生きがいを持って生活するために、地域のボランティアとして活動できる場所や、生きがいのための活動機会を拡大します。

■ 指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
直近1年間で社会活動・ボランティア活動に参加したことがある高齢者の割合(アンケート)	29.9%	35.0%
介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画の達成率	—	80.0%

施策24 高齢者が暮らし続ける仕組みの充実

■目指す姿

医療や介護の専門職だけではなく市民主体の生活支援の取組なども支援することで、高齢者が住み慣れた場所で自立した生活が続けられ、いつまでも自分らしく暮らすことができるまち

■現状

- 健康生活づくりの推進のため、小金井さくら体操(小金井市介護予防体操)の参加促進や内容の充実を図るとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の推進に向けて取り組んでいます。
- 在宅生活支援の充実のため、地域包括支援センターを高齢者福祉向上のための拠点とし、同センターの安定的な運営を支援しています。また、高齢者保健福祉サービスの充実や住まいに関する支援体制の整備を図っています。
- 認知症の方やその介護者への支援として、地域で支えるまちづくりのための周知活動・支援者養成、対象者に対する直接的なサービス給付及び家族など介護者の負担軽減につながる事業などを実施しています。
- 生活支援体制を整備するため、地域課題の抽出や課題に対する解決策を検討するとともに、高齢者の居場所となるカフェ・サロンなどの地域資源の開発・周知を実施しています。
- 高齢者権利擁護のため、関係機関と連携し、高齢者虐待の防止や成年後見制度の活用などを推進しています。
- 民生委員・児童委員や見守り協定締結事業者などの地域資源と連携し地域での生活を支える仕組みづくりを推進するなど、包括的支援体制の構築を図っています。
- 日本年金機構と連携し、制度改正に迅速に対応した国民年金手続きなどに伴う窓口・相談体制の充実を図りました。

■課題

- 各種事業に関する市民の認知度向上が必要です。
- 高齢者施策について分野を超えた取組が必要です。
- 2040年を見据えた地域包括ケアシステムの更なる深化・推進が必要です。
- 日本年金機構・年金事務所との連携が必要です。

■施策の方向性

①介護予防や自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

高齢者の自立した生活の継続のため、健康教育、小金井さくら体操を始めとした通いの場などへのオンラインも含めた参加促進や内容の充実を図るとともに、介護予防・日常生活支援総合事業を推進します。

②地域包括支援センターとの連携強化及び運営支援

高齢者福祉向上のための拠点として機能を発揮するため、関係機関との連携を強化し、運営協議会などを活用しながら業務の見直しを行い、地域包括支援センターの機能強化と負担軽減などを図ります。

③関係機関との連携推進

在宅生活を安心して継続できるようにするため、医療・介護連携について市医師会などの協力を得てデジタル技術の活用や多職種連携研修などの実施により推進します。

④地域ケア会議の開催・活用

地域包括ケアシステムを基軸とする生活支援体制の整備などを進め、生活圏域ごとの課題抽出や市レベルの政策課題の提言を求めため、個別・小地域・市レベルと重層的に地域ケア会議を開催します。

⑤年金受給者の諸手続の利便性向上に向けた取組の推進

日本年金機構との法定受託事務、協力連携事務以外でも市民の利便性に繋がる諸手続などを受付できるよう検討します。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
高齢者が暮らしやすい地域であると思う市民の割合(アンケート)	41.2%	50.0%
認知症サポーター養成者数	6,751人	8,850人

写真等

写真等

施策25 障がい者福祉の充実

■ 目指す姿

障がい者の生活・就労支援、地域における交流の場を設けることへの支援を通じ、障がいのある人もない人もそれぞれが尊厳ある一人の市民として自立し、住み慣れた地域で共に支え合うことにより、安心して暮らしていけるまち

■ 現状

- 障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、平成30年10月に障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例を施行しています。
- 市民一人ひとりが福祉に対する理解を深められるよう、様々な啓発活動などに取り組んでいますが、日常的に障がいのある人と障がいのない人が交流する機会が少ない状況です。
- 障害者就労支援センターなどを通じて一般就労の促進に努めていますが、障害者計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査では18～29歳までの正規雇用を希望している人は半数弱であり、実際に正規雇用をされている人は2割強しかおらず、少ない状況です。
- 子どもの能力や発達状態に適した指導を実施していますが、関係機関による就学相談や進路相談などの相談体制の充実、周りの子どもたちの理解を深めるような交流機会を増やしていくことが望まれています。
- 居住生活の支援をするサービスのニーズが高く、障がいの重度化、高齢化、親亡き後を見据え、安心して暮らし続けるための基盤の充実が望まれています。

■ 課題

- 共生社会実現に向けた意識の啓発が必要です。
- 障がい者の就労支援が必要です。
- 障がいのある子どもが地域で暮らし続けるための関係機関の連携が必要です。
- 地域生活支援拠点などの整備が必要です。

■施策の方向性

①市民一人ひとりの理解と交流を育む意識づくり

地域に住む全ての人(障がいのある人もない人も)が住みやすく暮らしやすい社会を築いていくため、障がいの特性や障がいのある人を理解し交流できる福祉の意識づくりを推進します。

②障がいのある人の社会参加や就労に向けた自立の基盤づくり

障がいのある人自身が社会活動や就労へ積極的に参加でき、一人ひとりの能力と意思がいかされるよう、本人の立場に立った主体性・自立性を尊重する自立の基盤づくりを目指します。

③障がいのある人が安心して暮らしていくための仕組みづくり

障がいのある人やその介護者の高齢化や重度化そして「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点などの整備を行う一方で、障がいの発生時期や原因は様々であるため、医療・保健とも連携し、疾病や障がいの早期発見や、適切な治療・リハビリテーションを行うことで、障がいの予防や軽減を目指します。

④誰もが気持ち良く共に暮らせる環境づくり

障がいのある人を取り巻く物理的障壁・制度的障壁・情報面の障壁・意識上の障壁を取り除き、自由に社会参加できる、障がいのある人にやさしいまちづくりをすることで全ての人が住みやすいと思えるまちを目指します。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
障がいのある人もない人も共に暮らしやすい地域であると思う市民の割合(アンケート)	29.0%	55.0%
障害福祉計画の達成率	—	80.0%

写真等

写真等

施策26 健康の維持・増進

■ 目指す姿

生活習慣病と健康づくりに関する正しい情報の普及と共有や、医療体制を強化することにより、私たちが生涯を通じて健康的で質の高い生活を送ることができるまち

■ 現状

- がんの早期発見のため、受診機会を拡大し、利便性を向上するとともに、特定健診の案内にがん検診の案内を同封するなど、受診の促進に向けての周知の徹底に努めています。
- 生活習慣病の予防、健康増進など、健康に関する正しい知識の普及及び健康的な生活習慣の実践と継続の促進を図るため、独自健診、健康づくりフォローアップ指導や健康講演会及び健康相談を実施しています。
- 乳幼児期から高齢期まで歯の健康を保つため、乳幼児歯科相談室、妊婦歯科健診、成人歯科健診、口腔機能評価を実施しています。
- 妊娠中の不安解消や、母子の健康を守るため両親学級や妊婦面談、妊婦健診などを実施しています。出産後は新生児訪問や乳幼児健診を実施し、乳幼児の心身の発達を確認しています。
- 地域の医療機関の協力を得ながら、小児救急体制を含めた救急医療体制、休日診療、休日準夜診療体制を維持しました。令和元年度からは、休日薬局の委託を開始しています。
- 国民健康保険データヘルス計画・国民健康保険特定健康診査等実施計画に基づき、保健事業を実施し、被保険者の健康維持・増進を図っています。
- 後期高齢者医療制度として、生活習慣病の重症化予防及び被保険者の健康保持・増進を目的とした健康診査事業を実施しています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、医療従事者支援や発熱者検査センターの設置などの取組を進めています。

■ 課題

- 母子保健活動の充実が必要です。
- 関係団体と連携し、市民の健康維持・増進を推進する体制づくりが必要です。
- より良い生活習慣のため、食生活と歯の健康の充実と保健事業の利用促進が必要です。
- 健診(検診)などの参加者の増加に向けて実施体制の強化及び周知方法の改善が必要です。
- 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の安定的運営が必要です。

●感染症の大流行への対応が必要です。

■施策の方向性

①母子保健活動の充実

市民の健康づくりを推進するとともに、母子保健分野においては安心して育児ができ、子どもの健やかな成長を育むことを目指すために保健活動を充実させます。

②医療体制及び相談体制の充実

誰もが安心して医療を受けることができるよう医療体制を充実させます。また、関係機関との連携による相談体制の充実を図ります。

③保健事業の充実

生活習慣病予防と重症化予防のため、各種健康診査・保健指導、がん検診、食育やその他保健事業の充実に努めるとともに、予防接種事業など感染症予防を進めます。

④健診(検診)情報の発信

健康診断などの更なる受診につなげるため、効果的で機会を捉えた周知・勧奨を実施します。

⑤医療保障制度の充実

安心して医療を受けることができるように、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全で安定した財政運営に努めます。

⑥感染症の大流行への対応

感染症の大流行が発生した際、市民の生命及び健康を保護するため、医師会などの関係機関と連携し、感染症対策を着実に推進します。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
自身は健康であり、日常生活に支障はないと感じる市民の割合(アンケート)	75.8%	80.0%
食育の取組で、主食・主菜・副菜がそろっている栄養バランスの取れた食事に気を付けている市民の割合(アンケート)	80.8%	90.0%
定期的に地域・職場などの健康診断を受けている市民の割合(アンケート)	86.5%	90.0%

6 行政運営

施策27 市民参加・協働の推進

■ 目指す姿

多様な市民の意思を市政に取り入れることで、私たちみんなの力で地域課題を解決するまち

■ 現状

- 市民参加推進会議の提言を受け、審議会委員選出時の無作為抽出の導入など、新たな市民参加の手法を検討し、実現に向けて取り組んでいます。
- パブリックコメントや市民意向調査については、必要な事案を選択し、適切に市民の意見を聴いています。また、市民ニーズを庁内で共有し、市政に反映させるため、市民からの意見・要望などをEメールやファクシミリなどで聴取する「市民の声」制度を実施するとともに、無作為抽出の市民への意向調査「市長への手紙」を実施しています。
- 協働事業提案制度により、それぞれの団体が持つ強みをいかしながら、協働して地域課題に取り組んでいます。また、実施した協働事業については、毎年度公表しています。
- 協働の拠点となる(仮称)市民協働支援センターの開設に向けた検討をしています。

■ 課題

- 幅広い世代における市民参加の推進が必要です。
- 市職員の市民参加・協働意識の更なる醸成が必要です。
- 誰もが利用しやすい(仮称)市民協働支援センターの開設と新たな協働事業を創出する制度が必要です。
- 協働を進めるための核となる人材の育成と市民参加・協働の情報発信が必要です。
- 町会、自治会などの加入の促進が必要です。

写真等

写真等

■施策の方向性

①幅広い世代が参加できる仕組みづくり

若者世代や子育て世代の市政への参加を増やすため、参加しやすい仕組みを検討します。また、市民参加と協働について、私たちの意識の更なる醸成に努めます。

②協働の場づくり、人づくり

協働に関する認知度を高め、きっかけを生み出すため、協働の拠点となる(仮称)市民協働支援センターの開設やコーディネートできる人材を育成して、取組の普及と促進を図ります。

③新たな協働の制度の構築

協働を一層推進するためのインセンティブとなるような新たな協働制度を検討します。

④町会、自治会などの加入率の促進

それぞれの町会、自治会などの意向も踏まえつつ、町会、自治会などの加入率を向上させるための新たな方策を検討します。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
「地域課題の解決に向けて、市民もまちづくりに参加している」と思う市民の割合(アンケート)	21.0%	50.0%
直近1年間で地域活動に参加したことがある市民の割合(アンケート)	26.1%	50.0%

写真等

写真等

施策28 積極的な情報発信

■ 目指す姿

開かれた市政を実現し、私たちの小金井市の魅力を広く発信することで、誇りや愛着の醸成された、多くの人から選ばれるまち

■ 現状

- 市政情報について、市報、ホームページ、ツイッターなど、状況に応じた媒体を活用した発信や、必要に応じたパブリシティを行うとともに、個人情報保護制度及び情報公開制度の適正な運用に努めています。
- オープンデータの利活用に向けて、市職員の知識向上のために研修を実施しています。
- シティプロモーション基本方針の下、ターゲットを絞った効果的な魅力発信を行うため、20歳代後半から30歳代までの市民や学生と連携する仕組みづくりに取り組んでいます。

■ 課題

- 積極的な情報発信に対する意識の醸成が必要です。
- 利用者の目線に立った行政情報のオープンデータ化が必要です。
- シティプロモーションの効果的な推進が必要です。

写真等

写真等

■ 施策の方向性

① 広報活動の充実

デジタル技術を積極的に活用して、市民生活の向上に資するよう、正確で分かりやすく、タイムリーな情報発信を進めます。

② 個人情報の適正な管理と情報公開の推進

市職員への研修の充実などにより、引き続き個人情報保護制度と情報公開制度の適正な運用に努めます。

③ オープンデータ公開件数の充実

行政のデータは誰でも自由に使えるデータであるという考え方にに基づき、市のデータをオープンデータとして東京都オープンデータカタログサイトに掲載し、公開件数を徐々に増やしていきます。

④ 市民との連携によるシティプロモーションの推進

小金井市の魅力発信を市民と市が連携して継続的に運用できる仕組みを構築し、一体となった取組を進めるなど、シティプロモーションの連携の幅を拡大していきます。

■ 指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
市報やホームページなどで必要な行政情報が入手できていると感じる市民の割合(アンケート)	52.8%	65.0%
小金井市公式ツイッターのフォロワー数	5,822 人	6,986 人

写真等

写真等

施策29 計画的な行財政運営

■ 目指す姿

長期総合計画に基づく施策を着実に実施し、持続可能な行財政運営と市民サービスの維持・向上を実現するまち

■ 現状

- 施策マネジメントを実施して、計画的な施策の進捗管理と推進を図っています。
- 本市の行政拠点であり、市民サービスの中核を担う庁舎と、地域共生社会の拠点となる(仮称)新福祉会館を同じ敷地に一体の施設として整備し、総合的なサービス提供の基盤となる庁舎等複合施設建設事業を推進しています。
- 施設類型ごとの基本方針に沿った個別施設計画の策定を進めるとともに、その内容を踏まえた公共施設等総合管理計画の改定に取り組んでいます。
- 学童保育所委託、学校施設管理業務委託、市民課窓口委託などの民間委託を進めています。
- 多様な任用形態の活用などの働き方改革、人材育成基本方針に基づく人材育成を進めています。
- 一部事務組合の設立、公共施設の相互利用、災害協定の締結など様々な分野での連携・協力を図りながら、広域行政に取り組んでいます。

■ 課題

- 計画の進捗に向けたPDCAサイクルの強化が必要です。
- 公共施設マネジメントの推進が必要です。
- 民間の力をいかした新たな公民連携の推進が必要です。
- 行政のDX(デジタルトランスフォーメーション)が求められます。
- 人材の高度化と組織の見直しが必要です。

写真等

写真等

■ 施策の方向性

① 計画的な自治体経営の推進

長期総合計画に基づいて着実かつ最適に施策を推進していくために、施策マネジメントの改善に加えて、新たな事務事業評価の実施によりPDCAサイクルの強化を図り、より計画的・効果的・効率的な自治体経営を推進します。また、個別の行政計画においても、適切な進行管理を進めます。

② 庁舎等複合施設の建設

庁舎等複合施設の建設において、新庁舎建設基本計画及び(仮称)新福祉会館建設基本計画の基本理念の実現を図り、市の総合的サービスの提供基盤を築きます。

③ 公共施設マネジメントの推進

統一的な点検診断結果に基づく要修繕箇所の洗出しなどに取り組むとともに、市民サービスの維持・向上及び持続可能な財政基盤の確立につなげるため、公共施設マネジメントを推進します。

④ 持続可能な財政運営の実現

持続可能な財政運営を実現するため、長期的な財政を見通しつつ、計画的な行財政運営を推進します。また、更なる歳入の確保及び歳出の適正化を図り、単なる委託・外部化だけではなく民間の強みをいかしていく公民連携アウトソーシングなどの行財政改革を推進します。

⑤ 行政のDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進

効率的な行政運営を進め、あらゆる人が利便性を享受できるよう、行政手続きのオンライン化によるワンストップ・ワンズオンリー化など、市民サービスの向上及び社会課題の解決を図り、あらゆる事業においてデジタル技術の利活用を推進します。

⑥ 活力ある機能的な組織づくり

本市の将来像の実現に向けた組織づくりのため、コンプライアンスの推進とともに、人材育成や働き方改革、組織改革による組織の活性化を進めます。

⑦ 連携をいかした行政運営の実現

一部事務組合や広域連合、公共施設の相互利用、災害協定などの広域連携、教育機関や事業者との各種連携など、これまで行ってきた様々な形態での連携を引き続き活用して、効果的・効率的な行政運営を行っていきます。また、自治体クラウドなど新たな分野での連携についても検討していきます。

■ 指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
行財政運営に対する満足度(アンケート)	18.6%	25.0%
前期基本計画の達成率	—	80.0%
行財政改革プランの達成率	—	80.0%

第3部 小金井市まち・ひと・しごと 創生総合戦略

小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(1)まち・ひと・しごと創生総合戦略とは

目的

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、国全体における急速な少子高齢化が進む中で、人口減少に歯止めをかけ、住みよい環境を確保し、将来にわたって活力のある日本社会を維持するために制定されたまち・ひと・しごと創生法に基づく計画です。

平成27年度に第1期の総合戦略(平成27年度～令和元年度。令和元年度に第1期の総合戦略を令和2年度までの計画として1年延伸)を策定し、今回は第2期(令和3年度～令和7年度)となります。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総合戦略(第1期)					延伸	総合戦略(第2期)				

第5次基本構想・前期基本計画における位置付け

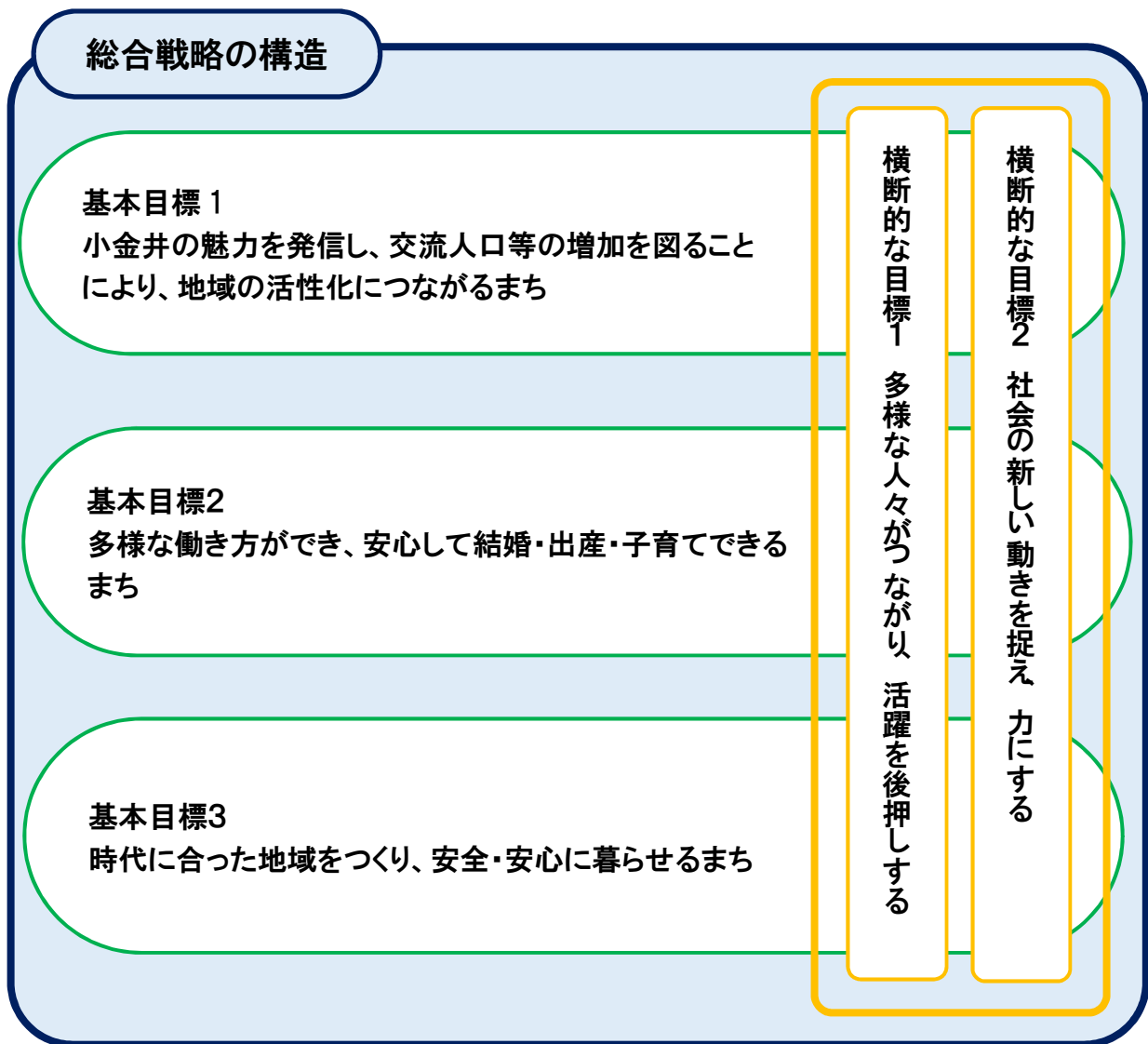
長期的には本市においても人口が減少に転じると予想される中、定住人口の維持とともに、地域産業の活性化や交流人口・関係人口の増加等により、持続的な自治体運営を可能にしていくことが求められます。そのため、基本構想・基本計画と総合戦略を一体的に進めていくことが有効であるという認識の下、第5次基本構想・前期基本計画からは一体的なつくりとしています。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第5次基本構想									
前期基本計画 (総合戦略(第2期)を含む。)					後期基本計画 (総合戦略(第3期)を含む。)				
実施計画			実施計画		実施計画			実施計画	

総合戦略の構造

第1期の総合戦略では、国及び東京都のまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、3つの基本目標を掲げてきたところですが、総合戦略は将来を見据えた中長期的な視点に立って策定していることから、第2期の総合戦略においても、基本的にはこの3つの基本目標を引き継ぎます。また、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、新たに2つの横断的な目標を掲げます。

なお、第1期の総合戦略では、基本目標のほかに施策の基本的方向等を定めていましたが、第2期の総合戦略では、第5次基本構想・前期基本計画と統合し、前期基本計画及びそれに紐づく個別の計画・事業と一体的に推進します。



(2)3つの基本目標と数値目標

基本目標1 小金井の魅力を発信し、交流人口等の増加を図ることにより、地域の活性化につながるまち

自然環境・住環境という従来の強みをいかしながら、駅周辺を中心としたまちのにぎわいの創出や回遊性の向上、小金井らしい地域産業の育成を通じて地域を活性化し、小金井の魅力を形成します。さらにその魅力を市内外に広く発信することで、市外から人を呼び寄せるとともに、徐々に地域とのつながりを深めていく関係人口の増加へつなげ、住民の地域への関心も高めていきます。また、地域の担い手を増やしながらか、更なる地域活性化を図るとともに長期的には移住・定住につなげることを目指します。

数値目標

- 市内滞在人口(15歳から79歳までを対象とした休日14時)の増加
82,763人(平成31年4月現在)
- 市内3駅の1日平均の乗客数の増加
96,344人(令和元年度)

基本目標2 多様な働き方ができ、安心して結婚・出産・子育てできるまち

将来にわたって安定した人口構成を維持するためのまちづくりを推進するため、若い世代が安心して結婚・出産・子育てができるような支援や環境の整備を図ります。さらに、子育て・子育ての観点からのみならず、保護者が子育てをしながら働きやすいワークスタイルをとることができるよう、長期的な視野に立ち、多様な働き方を実現できる社会の実現を目指します。

数値目標

- 若者・子育て世代(15歳～39歳)の転入超過数の増加
626人(令和元年)
- 地域における子育て・子育て環境が充実していると思う市民の割合の増加
29.5%(令和元年度)

基本目標3 時代に合った地域をつくり、安全・安心に暮らせるまち

時代に合った地域をつくり、安全・安心を暮らしの基礎と捉え、生活環境の整備や防災・防犯の取組を進めます。それとともに、市民一人ひとりが自己充足を得る場としても、時代に合わせた地域における人と人とのつながりに根差した地域コミュニティの形成を図ります。それを通じて、誰もがいきいきと健康で、安全・安心に暮らすことのできるまちを目指します。

数値目標

- まち全体で災害への備えができていると感じる市民の割合の増加
17.0%(令和元年度)
- 犯罪等に対する取組や地域の体制に安全・安心を感じる市民の割合の増加
31.4%(令和元年度)

(3)2つの横断的な目標

横断的な目標1 多様な人々がつながり、活躍を後押しする

小金井に住み、働き、訪れる人たち、そして間接的でも地域との関わりを持ってアクションを起こす人々、そして団体や事業者が、小金井における地方創生の担い手です。年齢や国籍、障がいの有無にとらわれることなく、様々な分野の人々がつながり、知識やノウハウを持ち寄って、まちを活性化し、地域課題を解決していくことこそが求められる姿です。そのため本市は、多様な人々がつながり、個々の力を発揮し、活躍することを後押しします。

横断的な目標2 社会の新しい動きを捉え、力にする

Society5.0の実現に向けた技術は、自動化により人手不足を解消することができるとともに、地理的・時間的制約を克服することが可能です。また、AIやIoT、ビッグデータなどの技術がもたらす変化はもとより、働き方改革や人生100年時代といった政策動向も変化をもたらします。一方、空家の増加や貧困、環境問題のような課題が変化をもたらすこともあります。ポジティブとネガティブにかかわらず、社会の新しい動きはチャンスとなり得るものです。そこで本市では、外部の人材・組織の知見も得ながら、社会の動きに目を配り、地方創生を推進する力に変えていきます。

また、SDGsの理念に沿って進めることにより、政策全体の全体適正化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができるため、SDGsを原動力とした地方創生を推進していきます。

(4)総合戦略の基本目標と前期基本計画における各施策との関係

総合戦略における各基本目標と前期基本計画における各施策を整理すると次のようになります。

前期基本計画	総合戦略	基本目標	基本目標	基本目標
		1	2	3
施策1	みどりと水の環境整備	●		
施策2	循環型社会の形成	●		
施策3	環境保全の推進	●		
施策4	市街地の整備	●		
施策5	住環境の整備	●		
施策6	都市インフラの整備	●		
施策7	交通環境の整備	●		
施策8	防災態勢の整備			●
施策9	地域の安全・安心の向上			●
施策10	産業・観光の振興	●	●	
施策11	都市農業の振興	●		
施策12	子どもの育ちの支援		●	
施策13	子育て家庭の支援		●	
施策14	子育て・子育て環境の充実目指す姿		●	
施策15	学校教育の充実		●	
施策16	学校環境の整備		●	
施策17	芸術文化の振興	●		
施策18	国際交流・都市間交流の推進	●		
施策19	人権・平和・男女共同参画の尊重		●	
施策20	生涯学習の振興			●
施策21	スポーツの振興			●
施策22	福祉のまちづくりの推進			●
施策23	高齢者の生きがいの充実			●
施策24	高齢者が暮らし続ける仕組みの充実			●
施策25	障がい者福祉の充実			●
施策26	健康の維持・増進			●
施策27	市民参加・協働の推進	●	●	●
施策28	積極的な情報発信	●	●	●
施策29	計画的な行財政運営	●	●	●